

議案第 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように制定する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(集会集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第 1 条 集会集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年守口市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第 1 条から第 4 条まで 略	第 1 条から第 4 条まで 略
第 5 条 第 2 条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第 1 条の規定、第 2 条の規定による記載事項、第 3 条第 1 項但し書の規定による条件又は同条第 3 項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、之を 1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 5 万円以下の罰金に処する。	第 5 条 第 2 条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第 1 条の規定、第 2 条の規定による記載事項、第 3 条第 1 項但し書の規定による条件又は同条第 3 項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、之を 1 年以下の拘禁刑又は 5 万円以下の罰金に処する。
以下 略	以下 略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例（昭和38年守口市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第 1 条から第 1 9 条まで 略	第 1 条から第 1 9 条まで 略

第19条の2 略

(1)及び(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第19条の3 略

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。

(2) 略

2から4まで 略

第19条の2 略

(1)及び(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第19条の3 略

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。

(2) 略

2から4まで 略

5 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかつたとき。 (2)及び(3) 略 6 から 9 まで 略 以下 略	5 略 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかつたとき。 (2)及び(3) 略 6 から 9 まで 略 以下 略
--	---

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年守口市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第12条まで 略 (退職手当の支払の差止め) 第13条 略 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものにとり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略	第1条から第12条まで 略 (退職手当の支払の差止め) 第13条 略 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものにとり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略

2 から 4 まで 略

5 略

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6 から 10 まで 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第 1 4 条 略

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び (3) 略

2 から 4 まで 略

5 略

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6 から 10 まで 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第 1 4 条 略

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び (3) 略

2 から 6 まで 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第 1 5 条 略

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び (3) 略

2 から 6 まで 略

第 1 6 条 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 1 7 条 略

2 及び 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由

2 から 6 まで 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第 1 5 条 略

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 及び (3) 略

2 から 6 まで 略

第 1 6 条 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 1 7 条 略

2 及び 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理

として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 から 8 まで 略 以下 略	由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 から 8 まで 略 以下 略
---	--

（守口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第 4 条 守口市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年守口市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第 1 条から第 5 条の 2 まで 略 （退職報償金支給の制限） 第 6 条 略 （1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）から（4）まで 略 以下 略	第 1 条から第 5 条の 2 まで 略 （退職報償金支給の制限） 第 6 条 略 （1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）から（4）まで 略 以下 略

（守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 5 条 守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年守口市条例第27号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第11条まで 略 (期末手当) 第12条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの 3 略 (1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限る。）をされ、その判決が確定していないとき。	第1条から第11条まで 略 (期末手当) 第12条 略 2 略 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの 3 略 (1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限る。）をされ、その判決が確定していないとき。

(2) 略	(2) 略
以下 略	以下 略

(守口市有功者条例の一部改正)

第6条 守口市有功者条例（昭和44年守口市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第5条まで 略 (有功者としての資格喪失) 第6条 略 (1) 略 (2) <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) 略 以下 略	第1条から第5条まで 略 (有功者としての資格喪失) 第6条 略 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) 略 以下 略

(守口市消防団条例の一部改正)

第7条 守口市消防団条例（平成25年守口市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第3条まで 略	第1条から第3条まで 略

(欠格条項) 第4条 略 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 以下 略	(欠格条項) 第4条 略 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 以下 略
--	---

(守口市情報公開条例の一部改正)

第8条 守口市情報公開条例（平成26年守口市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第33条まで 略 (罰則) 第34条 第22条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。	第1条から第33条まで 略 (罰則) 第34条 第22条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。

(守口市行政不服審査会条例の一部改正)

第9条 守口市行政不服審査会条例（平成28年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

第1条から第7条まで 略 (罰則) 第8条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。	第1条から第7条まで 略 (罰則) 第8条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。
---	--

(守口市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第10条 守口市個人情報保護法施行条例（令和4年守口市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第9条まで 略 附 則 1から4まで 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第8条第1項に規定する個人情報ファイルのうち電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(3)まで 略	第1条から第9条まで 略 附 則 1から4まで 略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第8条第1項に規定する個人情報ファイルのうち電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 (1)から(3)まで 略

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報と同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 7から9まで 略	6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報と同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 7から9まで 略
--	---

(守口市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第11条 守口市個人情報保護審査会条例（令和4年守口市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第9条まで 略 (罰則) 第10条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第1条から第9条まで 略 (罰則) 第10条 第3条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法

(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第12条第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。